

公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則

平成 26 年 10 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口ならびに調査手続き等ガイドライン」(平成 22 年 2 月 19 日制定) 第 10 条に定める研究コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)が、国、地方公共団体またはその外郭団体等(以下、「配分機関」という。)から慶應義塾(以下、「義塾」という。)に交付される公的資金(以下、「公的資金」という。)の不正使用をなした者に対する調査の結果、賞罰規程(就)(昭和 27 年 3 月 31 日制定)に定める懲戒処分が適当であると判断した場合に、その処分案を塾長に上申するに際しての基準を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この規則によりその処分案を塾長に上申する懲戒処分の対象者は、次の各号の一に該当する行為をなした者とする。

- 1 物品の架空請求等により業者への預け金による不正をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者
- 2 実体を伴わない旅費・謝金の請求等による不正をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者
- 3 その他法令または配分機関が定める規程等および義塾内規程等に違反する経費の使用または処理をなした者、およびそれについての管理監督に適正を欠いた者

(懲戒処分の適用)

第 3 条 ① 前条第 1 号から第 3 号に定める不正をなした者に対する懲戒処分案は、不正の程度、悪質性に応じて、譴責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかとする。
② 前条第 1 号から第 3 号に定める管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分案は、不正の程度、悪質性に応じて、譴責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかとする。
③ 前二項の規定にかかわらず、自らの過去の不正について委員会に自己申告した者および情状酌量の余地があると認められる者については、懲戒処分案を軽減することがある。

(法的措置)

第 4 条 委員会は、特に悪質で犯罪に該当すると判断される事案に対しては、刑事告発、民事訴訟等の法的措置をとることを塾長に上申する。

(公表)

第 5 条 委員会は、懲戒処分を上申される者およびその事案については、義塾内外に速やかに公表することを塾長に上申する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名および所属、不正の内容、義塾が公表時までに行った措置の内容、委員会および「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」(平成 22 年 2 月 19 日制定) 第 3 条に定める公的資金不正調査委員会委員の氏名および所属、調査の方法および手順を含むものとする。

(事務)

第6条 この規則に係る事務は、学術研究支援部が主管し、人事部と協議のうえ行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、学術研究支援部が人事部と協議のうえ、常任理事会の議を経て塾長が決定する。

附 則

この規則は、平成26年10月24日から施行する。